



平成30年度

ベビーシッター事業所等費用の補助を行います



男女共同参画推進室

群馬大学に勤務する教職員が、業務と育児との両立のために、ベビーシッター事業所等を恒常的に利用する場合の費用の一部を直接補助します。

対象者：本学に雇用されている常勤教職員、非常勤教職員（社会保険に加入する者に限る。）で、中学校就学前の子の保育にベビーシッター事業所等を恒常的に利用し、多額の費用を負担している者。

補助金額：1回の申請につき2,200円、一人月4回まで、年12回を上限とします。

※申請多数の場合は、予算内で配分します。また、2月利用分までの実施のため、支払に時間がかかる場合があります。

対象の託児：本事業は、原則として、利用対象者がベビーシッターサービスを利用しなければ就労することが困難な状況にある場合に利用でき、その利用に要する費用（次の①～④を除く）のうち、男女共同参画推進委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたものとする。

- ① ベビーシッター会社等への入会に係る費用
- ② ベビーシッター会社等の年会費
- ③ 利用の取り消しに伴う費用
- ④ 通常の月極料金に含まれている費用

なお経費の支払に伴い、必ず**保育料の領収書等**をご提出ください。

申請方法：補助を希望される方は、申請書（様式第1号）に、利用するベビーシッター事業所（内閣府「ベビーシッター派遣事業」対象事業所外も可）等の託児等費用が明らかになるものを添え、所属する学部等の長から、男女共同参画推進室に申請してください。

結果につきましては、審査の後、所属する学部等の長を通して申請者へ通知します。

申請の締切：各部等で取りまとめの上、男女共同参画推進室にご提出ください。（**申請を希望される方は、所属の締切に合わせて書類をご提出ください。**）

手続き：補助が決定した方は、託児等の利用後速やかに、領収書等支払額が明らかになるものを添付の上、報告書及び請求書（様式第2号）を直接、男女共同参画推進室に提出してください。報告書・請求書の最終締切：**平成31年3月20日(水)**

※ご不明な点は下記までご連絡ください。

国立大学法人群馬大学 男女共同参画推進室 担当：長安（内線 7146）

荒牧キャンパス教養教育 GC 棟 1階 109、TEL 027-220-7146

kyodo-sankaku@jimu.gunma-u.ac.jp、<http://kyodo-sankaku.gunma-u.ac.jp/>

